

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十一号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

例施行規則等の一部を改正する規則

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九條 (勤務体制の確保) (略)</p>	<p>第九條 (勤務体制の確保等) (略)</p> <p>2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>第十條 削除</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第十條 養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームの設置者は、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催し、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>

第十二条 (略)

第十二条 (略)

(電磁的記録等)
第十三条 養護老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第九条 (勤務体制の確保) (略)	第九条 (略) 2 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
第十条 削除	第十条 (衛生管理等) 特別養護老人ホームの設置者は、入所者等の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催し、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。 二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護

(地域密着型特別養護老人ホームと地域との連携等)

第十七条 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下同じ。)の設置者は、その運営に当たっては、入所者等、入所者等の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならぬ。)を以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受け、運営推進会議から要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 (略)

(電磁的記録等)

第十八条 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。以下「書面」に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下「電磁的記録」という。))により行うことができる。

2 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、条例及びこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該

職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(地域密着型特別養護老人ホームと地域との連携等)

第十七条 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下同じ。)の設置者は、その運営に当たっては、入所者等、入所者等の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受け、運営推進会議から要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 (略)

説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第三条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p> <p>（栄養管理）</p> <p>第九条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>（口腔衛生の管理）</p> <p>第九条の三 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>第十二条（略）</p> <p>（勤務体制の確保）</p> <p>第十三条 削除</p>	<p>第九条（略）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第十二条 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第十三条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者等の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食物中毒の発生及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食物中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月</p>

(重要事項の揭示)

第十四条 (略)

2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第十九条 (略)

(電磁的記録等)

第二十條 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(条例第十条第一項)及び第五條並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2| 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二| 当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三| 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。

四| 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(重要事項の揭示)

第十四条 (略)

第十九条 (略)

(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 (略)</p> <p>(栄養管理)</p> <p>第六条の二 介護老人保健施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(口腔衛生の管理)</p> <p>第六条の三 介護老人保健施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第十二条 削除</p>	<p>第六条 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十二条 介護老人保健施設の開設者は、入所者等の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該介護老人保健施設において、介護職</p>

(重要事項の揭示)
第十三条 (略)
2 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第十七条 (略)

(電磁的記録等)

第十八条 介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(条例第十一条第一項(条例第四十二条において準用する場合を含む。))及び第五条並びに次項に規定するものを除く。(については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。)

2 介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(重要事項の揭示)
第十三条 (略)

第十七条 (略)

(介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条 (略)</p> <p>(栄養管理)</p> <p>第七条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(口腔衛生の管理)</p> <p>第七条の三 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>第十二条 削除</p>	<p>第七条 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業員者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十二条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行</p>

(重要事項の揭示)

第十三条 (略)

(重要事項の揭示)
第十三条 (略)

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第十七条 (略)

第十七条 (略)

(電磁的記録等)

第十八条 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(条例第十一条第一項(条例第四十四条において準用する場合を含む。))及び第六条並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)(のうち、条例及びこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第六条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

目次

第一章・第二章	(略)
第三章 訪問入浴介護	(第二十三条の二― 第二十六条)
第四章	第十三章 (略)
附則	第十四章 雑則(第八十九条)

(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等

第三條 条例第九條(条例第二十七條の四、
例第三十二條、条例第四十三條、条例第四十七條、
条例第六十一條、条例第七十條、
第七十八條、
条例第九十條、
条例第九十二條、
条例第九十九條、
条例第一百零八條、
条例第一百二十九條、
条例第二百一十一條及び
条例第二百二十九條、
条例第二百二十四條(条例第四百四十五條、
条例第四百六十四條(条例第七百七十四條、
条例第九十九條第一項及び
条例第九十四條第一項の規則で定める明示方法は、
利用申込者又はその家族の希望に基づき、
電子情報処理組織(利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と当該利用申込者から居宅サービスの提供の申込を受けた者(以下この条において「申込先事業者」という。))の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を使用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。))であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

一・二 (略)

2―5 (略)

(居宅サービス計画に含まれる計画)
第四條 条例第十三條(条例第二十七條の四、
条例第三十二條、
条例第四十三條、
条例第四十七條、
条例第六十一條、
条例第七十條、
第七十八條、
条例第九十條、
条例第九十二條、
条例第九十九條、
条例第一百零八條、
条例第一百二十九條、
条例第二百一十一條及び
条例第二百二十九條、
条例第四百四十五條の三、
条例第四百五十一條、
条例第六百六十四條(条例第七百七十四條において準用する場合を含む。))、
条例第二百九條、
条例第二百一十一條及び
条例第二十二條において準用する場合を含む。))の規則で定める計画は、
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「法施行規則」という。)
第六十四條第一号ハ及びニに規定する計画とする。

目次

第一章・第二章	(略)
第三章 訪問入浴介護	(第二十四条― 第二十六条)
第四章	第十三章 (略)
附則	

(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等

第三條 条例第九條(条例第二十七條の三、
例第三十二條、
条例第四十三條、
条例第四十七條、
条例第六十一條、
条例第七十條、
第七十八條、
条例第九十條、
条例第九十二條、
条例第九十九條、
条例第一百零八條、
条例第一百二十九條、
条例第二百一十一條及び
条例第二百二十九條、
条例第二百二十四條(条例第四百四十五條、
条例第四百六十四條(条例第七百七十四條、
条例第九十九條第一項及び
条例第九十四條第一項の規則で定める明示方法は、
利用申込者又はその家族の希望に基づき、
電子情報処理組織(利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と当該利用申込者から居宅サービスの提供の申込を受けた者(以下この条において「申込先事業者」という。))の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を使用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。))であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

一・二 (略)

2―5 (略)

(居宅サービス計画に含まれる計画)
第四條 条例第十三條(条例第二十七條の三、
条例第三十二條、
条例第四十三條、
条例第四十七條、
条例第六十一條、
条例第七十條、
第七十八條、
条例第九十條、
条例第九十二條、
条例第九十九條、
条例第一百零八條、
条例第一百二十九條、
条例第二百一十一條及び
条例第二百二十九條、
条例第四百四十五條の三、
条例第四百五十一條、
条例第六百六十四條(条例第七百七十四條において準用する場合を含む。))、
条例第二百九條、
条例第二百一十一條及び
条例第二十二條において準用する場合を含む。))の規則で定める計画は、
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「法施行規則」という。)
第六十四條第一号ハ及びニに規定する計画とする。

(サービス提供責任者の要件)
第五条 条例第六条第四項(条例第二十七条の四で準用する場合を含む。)の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
一―三 (略)

(勤務体制の確保等)
第十五条 (略)

2・3 (略)

4| 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十六条 削除

(重要事項の揭示)
第十七条 (略)

2| 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(地域との連携等)
第十九条 (略)

2| 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(共生型訪問介護の事業に関する準用)
第二十二条の二 第六条から前条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項第二号中「条例第十四条」とあるのは「条例第二十七条の四において準用する条項第三号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第二十七条の四において準用する条項第二十六條第二項」と、同項第四号中「条例第二十七條第二項」とあるのは「条例第二十七條第二項」と読み替えるものとする。

(共生型訪問介護の事業に関する準用)
第二十二条の二 第六条から前条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項第二号中「条例第十四条」とあるのは「条例第二十七条の三において準用する条項第三号中「条例第二十六條第二項」とあるのは「条例第二十七條の三において準用する条項第二十六條第二項」と、同項第四号中「条例第二十七條第二項」とあるのは「条例第二十七條第二項」と読み替えるものとする。

(サービス提供責任者の要件)
第五条 条例第六条第四項(条例第二十七条の三で準用する場合を含む。)の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
一―三 (略)

(勤務体制の確保等)
第十五条 (略)

2・3 (略)

(衛生管理等)
第十六条

指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2| 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の揭示)
第十七条 (略)

(地域との連携)
第十九条 (略)

(共生型訪問介護の事業に関する準用)
第二十二条の二 第六条から前条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項第二号中「条例第十四条」とあるのは「条例第二十七条の三において準用する条項第三号中「条例第二十六條第二項」とあるのは「条例第二十七條の三において準用する条項第二十六條第二項」と、同項第四号中「条例第二十七條第二項」とあるのは「条例第二十七條第二項」と読み替えるものとする。

(共生型訪問介護の事業に関する準用)
第二十二条の二 第六条から前条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項第二号中「条例第十四条」とあるのは「条例第二十七条の三において準用する条項第三号中「条例第二十六條第二項」とあるのは「条例第二十七條の三において準用する条項第二十六條第二項」と読み替えるものとする。

(基準該当訪問介護の事業に関する準用)
第二十三条 第六条から第八条まで及び第十条から第二十二條までの規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第十七条第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第三十二條において準用する条例第二十二條」と、第二十一条第二項第一号中「条例第十四條」とあるのは「条例第三十二條において準用する条例第十四條」と、第十二条において準用する条例第十四條」と、同項第三号中「条例第二十六條第二項」とあるのは「条例第三十二條において準用する条例第二十六條第二項」と、同項第四号中「条例第二十七條第二項」とあるのは「条例第三十二條において準用する条例第二十七條第二項」と、同項第五号中「第十四條」とあるのは「第二十三條において準用する第十四條」と読み替えるものとする。

第三章 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十三條の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2| 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3| 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4| 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(基準該当訪問介護の事業に関する準用)
第二十三条 第六条から第八条まで及び第十条から第二十二條までの規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第十七条中「条例第二十二條」とあるのは「条例第三十二條において準用する条例第二十二條」と、第二十一条第二項第二号中「条例第十四條」とあるのは「条例第三十二條において準用する条例第十四條」と、同項第三号中「条例第二十六條第二項」とあるのは「条例第三十二條において準用する条例第二十六條第二項」と、同項第四号中「条例第二十七條第二項」とあるのは「条例第三十二條において準用する条例第二十七條第二項」と、同項第五号中「第十四條」とあるのは「第二十三條において準用する第十四條」と読み替えるものとする。

第三章 (略)

(準用)
第二十五条 第六条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条及び第二十二條の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十七条第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第四十二條」と読み替えるものとする。

(基準該当訪問入浴介護の事業に関する準用)
第二十六条 第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條の二及び第二十四條の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十二條中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第十二條第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第四十七條において準用する条例第四十二條」と、第二十四條第二項第一号から第三号までの規定中「条例第四十三條」とあるのは「条例第四十七條」と、同項第四号中「次條」とあるのは「第二十六條」と読み替えるものとする。

(準用)
第二十九条 第六条、第七条、第九条から第十八条まで、第十九条、第二十条及び第二十二條の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等（条例第四十九條第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。）」と、第十五條から第十七條までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第十七條第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第六十條」と読み替えるものとする。

(準用)
第三十一条 第六条、第七条、第九条から第十

(準用)
第二十五条 第六条から第十八条まで、第十九條、第二十条及び第二十二條の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第十一条及び第十五條から第十七條までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十六條第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第十七條中「条例第二十二條」とあるのは「条例第四十二條」と読み替えるものとする。

(基準該当訪問入浴介護の事業に関する準用)
第二十六条 第六条から第八条まで、第十条から第十八條まで、第十九條、第二十条、第二十二條及び第二十四條の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第十一条及び第十五條から第十七條までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十二條中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第十六條第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第十七條中「条例第二十二條」とあるのは「条例第四十七條において準用する条例第四十二條」と、第二十四條第二項第一号から第三号までの規定中「条例第四十三條」とあるのは「条例第四十七條」と、同項第四号中「次條」とあるのは「第二十六條」と読み替えるものとする。

(準用)
第二十九条 第六条、第七条、第九条から第十八条まで、第十九条、第二十条及び第二十二條の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等（条例第四十九條第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。）」と、第十五條から第十七條までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第十七條中「条例第二十二條」とあるのは「条例第六十條」と読み替えるものとする。

(準用)
第三十一条 第六条、第七条、第九条から第十

七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條及び第二十七條の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等（条例第六十三條第一項に規定する理学療法士等をいう。以下同じ。）」と、第十五條から第十七條までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第十七條第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第六十九條」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十三條 第六条、第七条、第十一条から十七條まで、第十九條、第二十條、第二十二條及び第二十七條の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十一条及び第十五條から第十七條までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十七條第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第七十七條」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第三十四條 (略)

七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條及び第二十七條の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等（条例第六十三條第一項に規定する理学療法士等をいう。以下同じ。）」と、第十五條から第十七條までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第十七條第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第六十九條」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十三條 第六条、第七条、第十一条から十七條まで、第十九條、第二十條、第二十二條及び第二十七條の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十一条及び第十五條から第十七條までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十七條中「条例第二十二條」とあるのは「条例第七十七條」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第三十四條 (略)

3| 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に
対し、その資質の向上のための研修の機会を
確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十五條 指定通所介護事業者は、利用者の
使用する施設、食器その他の設備又は飲用に
供する水について、衛生的な管理に努め、又
は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2| 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護
事業所における感染症の発生及びまん延の防
止のため、必要な措置を講じるよう努めな
ければならない。

第三十五條 (地域との連携等)
指定通所介護事業者は、その事業
の運営に当たっては、地域住民又はその自発
的な活動等との連携及び協力を行う等の地域
との交流に努めなければならない。
2| 指定通所介護事業者は、その事業の運営に
当たっては、提供した指定通所介護に関する
利用者からの苦情に関して市町村等が派遣す
る者が相談及び援助を行う事業その他の市町
村が実施する事業に協力するよう努めなけれ
ばならない。
3| 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業
所の所在する建物と同一の建物に居住する利
用者に対して指定通所介護を提供する場合に
は、当該建物に居住する利用者以外の者に対
しても指定通所介護の提供を行うよう努めな
ければならない。

(準用)

第三十七條 第六条から第十條まで、第十二條
から第十四條まで、第十七條、第十八條、第

第三十七條 (準用)
第六条から第十條まで、第十二條
から第十四條まで、第十七條、第十八條、第

二十条及び第二十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第八十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(共生型通所介護の事業に関する準用)

第三十八条 第六条から第十条まで、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二条、第三十四条から第三十六条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第八十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第三十六条第二項第二号及び第三号中「条例第九十条」とあるのは「条例第九十二条」と、同項第四号中「条例第八十九条の二第二項」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第八十九条の二第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第三十八条」と読み替えるものとする。

十九条、第二十条及び第二十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第八十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(共生型通所介護の事業に関する準用)

第三十八条 第六条から第十条まで、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二条、第三十四条から第三十六条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第八十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第三十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第三十六条第二項第二号及び第三号中「条例第九十条」とあるのは「条例第九十二条」と、同項第四号中「条例第八十九条の二第二項」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第八十九条の二第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第三十八条」と読み替えるものとする。

(基準該当通所介護の事業に関する準用)

第四十二条 第六条から第八条まで、第十条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二条及び第三十四条から第三十六条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例第八十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十六条第二項第二号及び第三号中「条例第九十条」とあるのは「条例第九十九条」と、同項第四号中「第八十九条の二第二項」とあるのは「条例第九十九条の二第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。

(基準該当通所介護の事業に関する準用)

第四十二条 第六条から第八条まで、第十条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二条及び第三十四条から第三十六条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例第八十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十六条第二項第二号及び第三号中「条例第九十条」とあるのは「条例第九十九条」と、同項第四号中「第八十九条の二第二項」とあるのは「条例第九十九条の二第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。

第四十三条 削除

(衛生管理等)

第四十三条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な

(準用)
第四十五条 第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十七条及び第三十四条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第一百七十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第二十一条中「管理者」とあるのは「管理者（条例第一百六条第一項の規定により管理を代行する者を含む。）」と読み替えるものとする。

(準用)
第五十二条 第六条、第七条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条(第二項を除く。)、第二十条、第二十二条及び第三十四条の規定は、指定短期入所生活介護の事業(ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。)について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第一百三十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関する勤務体制の確保)
第五十五条 (略)

(共生型短期入所生活介護の事業に関する準用)
第五十六条の二 第六条、第七条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条(第二項を除く。)、第二十条、第三十四条、第四十六条から第五十一条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十七

管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
2) 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(準用)
第四十五条 第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十七条及び第三十四条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第一百七十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第二十一条中「管理者」とあるのは「管理者（条例第一百六条第一項の規定により管理を代行する者を含む。）」と、「第三十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(準用)
第五十二条 第六条、第七条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第三十四条及び第三十五条の規定は、指定短期入所生活介護の事業(ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。)について準用する。この場合において、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第一百三十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関する勤務体制の確保等)
第五十五条 (略)
2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(共生型短期入所生活介護の事業に関する準用)
第五十六条の二 第六条、第七条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第三十四条、第三十五条、第四十六条から第五十一条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十七

「条例第二十二條」とあるのは「条例第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第四百四十五條の三において準用する条例第三百二十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十一條第二項第二号中「条例第三百三十四條」とあるのは「条例第四百四十五條の三」と、同項第三号中「条例第四百二十七條第五項」とあるのは「条例第四百四十五條の三において準用する条例第二百二十七條第五項」と、同項第四号及び第五号中「条例第三百三十四條」とあるのは「条例第四百四十五條の三」と、同項第六号中「次條」とあるのは「第五十六條の二」と読み替えるものとする。

（基準該当短期入所生活介護の事業に関する準用）

第五十八條 第六條、第七條、第十二條から第十四條まで、第十七條、第十八條、第十九條（第二項を除く。）、第二十條、第二十二條、第三十四條及び第四十六條から第五十一條までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二條中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第十七條第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第五百一十一條において準用する第三百二十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第四十七條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第五十一條第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第三百三十四條」とあるのは「条例第五百一十一條」と、同項第三号中「条例第二百二十七條第五項」とあるのは「条例第五百一十一條において準用する条例第二百二十七條第五項」と、同項第六号中「次條」とあるのは「第五十八條」と読み替えるものとする。

（準用）

第六十二條 第六條、第七條、第九條、第十二條から第十四條まで、第十七條、第十九條（第二項を除く。）、第二十條、第二十二條、第三十四條及び第五十條の規定は、指定短期入所療養介護の事業（ユニット型指定短期入所療養介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第十七條第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第六十

「条例第二百二十二條」とあるのは「条例第四百四十五條の三において準用する条例第三百二十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十四條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五十一條第二項第二号中「条例第三百三十四條」とあるのは「条例第四百四十五條の三」と、同項第三号中「条例第二百二十七條第五項」とあるのは「条例第四百四十五條の三において準用する条例第二百二十七條第五項」と、同項第四号及び第五号中「条例第三百三十四條」とあるのは「条例第四百四十五條の三」と、同項第六号中「次條」とあるのは「第五十六條の二」と読み替えるものとする。

（基準該当短期入所生活介護の事業に関する準用）

第五十八條 第六條、第七條、第十二條から第十四條まで、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條、第二十二條、第三十四條、第三十五條及び第四十六條から第五十一條までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二條中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第十七條中「条例第二十二條」とあるのは「条例第五百一十一條において準用する第三百二十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十四條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第四十七條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第五十一條第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第三百三十四條」とあるのは「条例第五百一十一條」と、同項第三号中「条例第二百二十七條第五項」とあるのは「条例第五百一十一條において準用する条例第二百二十七條第五項」と、同項第六号中「次條」とあるのは「第五十八條」と読み替えるものとする。

（準用）

第六十二條 第六條、第七條、第九條、第十二條から第十四條まで、第十七條、第十九條、第二十條、第二十二條、第三十四條、第四十三條及び第五十條の規定は、指定短期入所療養介護の事業（ユニット型指定短期入所療養介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第十七條中「条例第二十二條」とあるのは「条例第六十二條」と、「訪

二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関する勤務体制の確保)
第六十五条 (略)

(勤務体制の確保等)
第七十三条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第七十六条 第六条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十条及び第二十二條の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第八十六條」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に関する準用)

第七十八条 第六条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第六十九条及び第七十一条から第七十四条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例

問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関する勤務体制の確保等)
第六十五条 (略)

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(勤務体制の確保等)
第七十三条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第七十六条 第六条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二條及び第三十五条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第十七条中「条例第二十二條」とあるのは「条例第八十六條」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に関する準用)

第七十八条 第六条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二條、第三十五条、第六十九条及び第七十一条から第七十三条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、

第二十二條」とあるのは「条例第九十六條」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第七十三條第一項及び第五項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同條第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同條第三項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

（衛生管理等）

第八十一條 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。ただし、第七十九條に規定する方法により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には、この限りでない。

（重要事項の揭示及び目録の備え付け）

第八十二條 （略）

2| 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3| （略）

（準用）

第八十四條 第六條から第十四條まで、第十八條、第十九條、第二十條、第二十二條及び第三十四條の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八條第二項ただし書き中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に対応するとともに、これらの者に適切な助言」と、第十一條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二條中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十三條中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十四條第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

第十七條中「条例第二十二條」とあるのは「条例第九十六條」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第七十三條第一項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同條第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同條第三項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

（衛生管理等）

第八十一條 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2| 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。ただし、第七十九條に規定する方法により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には、この限りでない。

3| 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（重要事項の揭示及び目録の備え付け）

第八十二條 （略）

2| （略）

（準用）

第八十四條 第六條から第十四條まで、第十八條、第十九條、第二十條、第二十二條及び第三十四條第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八條第二項ただし書き中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に対応するとともに、これらの者に適切な助言」と、第十一條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二條中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十三條中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十四條第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

（基準該当福祉用具貸与の事業に関する準用）
第八十五条 第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第三十四条及び第八十条から第八十三条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において第八十二条中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十四条第二項ただし書き中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十二条第一項中「条例第二百七条」とあるのは「条例第二百七条」と、第八十三条第二項第二号から第四号までの規定中「条例第二百九条」とあるのは「条例第二百九十一条」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第八十五条」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十八条 第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第三十四条、第八十条及び第八十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十四条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十条及び第八十二条第三項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第八十二条第一項中「条例第二百七条」とあるのは「条例第二百二十条において準用する条例第二百七条」と読み替えるものとする。

（基準該当福祉用具貸与の事業に関する準用）
第八十五条 第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第三十四条第一項及び第二項並びに第八十条から第八十三条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において第八十二条中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十四条第二項ただし書き中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十二条中「条例第二百七条」とあるのは「条例第二百七条」と、第八十三条第二項第二号から第四号までの規定中「条例第二百九条」とあるのは「条例第二百九十一条」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第八十五条」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十八条 第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第三十四条第一項及び第二項、第八十条及び第八十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十六条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第三十四条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十条及び第八十二条第二項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第八十二条第一項中「条例第二百七条」とあるのは「条例第二百二十条において準用する条例第二百七条」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

（電磁的記録等）

第八十九条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービス提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（条例第十二条第一項（条例第二十七条の四、条例第三十二条、条例第四十三条、条例第四十七条、条例第六十一条、条例第七十条、条例第七十八条、条例第九十条、条例第九十二条、条例第九十九条、条例第一百零八条、条例第一百三十四条（条例第四百四十五条において準用する場合を含む。）、条例第四百四十五条の三、条例第四百五十一条、条例第四百六十四条（条例第四百七十四条において準用する場合を含む。）、条例第四百八十八条、条例第四百八十九条、条例第二百一十一条及び条例第二百二十条において準用する場合を含む。）及び第六十九条（第七十八条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービス提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第七条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章―第十三章 (略) 第十四章 雑則 (第八十九条) 附則</p> <p>(勤務体制の確保等) 第十八条 (略)</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第十九条 削除</p> <p>(重要事項の揭示) 第二十条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(地域との連携等) 第二十一条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定</p>	<p>目次 第一章―第十三章 (略) 附則</p> <p>(勤務体制の確保等) 第十八条 (略)</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(衛生管理等) 第十九条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(重要事項の揭示) 第二十条 (略)</p> <p>(地域との連携) 第二十一条 (略)</p>

介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業に関する準用)

第二十六条 第九条から第十一条まで、第十三条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第十五条中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第三十九条」と読み替えるものとする。

第二十七条 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十七条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2| 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3| 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4| 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第二十九条 第九条、第十条、第十二条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十条第一項中「条例第三十九

(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業に関する準用)

第二十六条 第九条から第十一条まで、第十三条から第二十三条まで、第二十四条及び第二十五条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第十五条中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第三十九条」と読み替えるものとする。

第二十七条 (略)

(準用)

第二十九条 第九条、第十条、第十二条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十四条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条第一項及び第二十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第

条」とあるのは「条例第五十五条」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十一条 第九条、第十条、第十二条から第十七条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十五条、第二十七条及び第二十七条の二の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等(条例第六十一条第一項に規定する理学療法士等をいう。以下同じ。)」と、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第六十四条」と、第二十七条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士等(条例第六十一条第一項に規定する理学療法士等をいう。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十三条 第九条、第十条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十五条、第二十七条及び第二十七条の二の規定は、指定介護予防在宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防在宅療養管理指導従業者」と、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十四条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第七十二条」と、第二十七条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防在宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

2 第三十九条 (略)

第四十条 削除

十九條第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第五十五条」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十一条 第九条、第十条、第十二条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十五条及び第二十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十四條、第十八條第一項から第三項まで、第十九條第一項及び第二十條中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等(条例第六十一条第一項に規定する理学療法士等をいう。以下同じ。)」と、第十九條第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十條中「条例第三十九条」とあるのは「条例第六十四条」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十三条 第九条、第十条、第十四条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十五条及び第二十七条の規定は、指定介護予防在宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十四條、第十八條第一項から第三項まで、第十九條第一項及び第二十條中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防在宅療養管理指導従業者」と、第十四條中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九條第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第二十條中「条例第三十九条」とあるのは「条例第七十二条」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

2 第三十九条 (略)

31 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第四十条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を

講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、必要な措置を講じよう努めなければならない。

(準用)

第四十二条 第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條及び第二十七條の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第九十六条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第二十五条中「管理者」とあるのは「管理者」（条例第九十五条第一項の規定により管理を代行する者を含む。）と読み替えるものとする。

(準用)

第四十二条 第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十五条及び第二十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第十条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第九十六条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第二十五条中「管理者」とあるのは「管理者」（条例第九十五条第一項の規定により管理を代行する者を含む。）と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第四十三条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2| 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、必要な措置を講じよう努めなければならない。

(準用)

第四十六条 第九条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで（第二十二條第二項を除く。）、第二十五条及び第三十九条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第一百一十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十六条 第九条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第三十九条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第一百一十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十九条第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に関する勤務体制の確保)

第五十一条 (略)

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に関する勤務体制の確保等)

第五十一条 (略)

2| ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に関する準用)

第五十二条 第四十四条、第四十五条及び第四十六条(第三十九条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十五条第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第一百三十三条」とあるのは「条例第二十六号において準用する条例第九号第二項」と、同項第三号中「条例第九号第二項」とあるのは「条例第二十六号中「次条」とあるのは「第五十二条において準用する第四十六条」と、第四十六条中「条例第十一号」とあるのは「条例第二十三号」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に関する準用)

第五十二条 第四十三条の二、第四十四条、第四十五条及び第四十六条(第三十九条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十五条第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第一百三十三条」とあるのは「条例第二十六号中「次条」とあるのは「第五十二条において準用する第四十六条」と、第四十六条中「条例第十一号」とあるのは「条例第二十三号」と読み替えるものとする。

(共生型介護予防短期入所生活介護の事業に関する準用)

第五十五条の二 第九条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで(第二十二條第二項を除く。)、第二十五条、第二十九条、第四十三條の二から第四十五条まで及び第四十七条から第五十条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「条例第二十九条」とあるのは「条例第十一号」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第四十五条第二項第二号中「条例第一百三十三条」とあるのは「条例第二十九号の三」と、同項第三号中「条例第九号第二項」とあるのは「条例第九号第二項」と、同項第四号及び第五号中「条例第一百三十三条」とあるのは「条例第二十九号の三」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第五十五条の二」と読み替えるものとする。

(共生型介護予防短期入所生活介護の事業に関する準用)

第五十五条の二 第九条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第四十三条の二から第四十五条まで及び第四十七条から第五十条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第十一号」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第三十九条第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四十五条第二項第二号中「条例第一百三十三条」とあるのは「条例第二十九号の三」と、同項第三号中「条例第九号第二項」とあるのは「条例第九号第二項」と、同項第四号及び第五号中「条例第一百三十三条」とあるのは「条例第二十九号の三」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第五十五条の二」と読み替えるものとする。

(基準該当介護予防短期入所生活介護の事業に関する準用)

第五十七条 第九条、第十条、第十五条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで(第二十二條第二項を除く。)、第二十五条、第三十九条、第四十四条、第四十五条及び第四十七条から第五十条までの規定は、基準該

(基準該当介護予防短期入所生活介護の事業に関する準用)

第五十七条 第九条、第十条、第十五条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第三十九条、第四十三條の二、第四十四条、第四十五条及び第四十七条から第五十条までの規定は、基準該

当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十五条中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第三十五条において準用する条例第十一号」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四十五条第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第百十三号」とあるのは「条例第百三十五号」と、同項第三号中「条例第百九号第二項」とあるのは「条例第百三十五号において準用する条例第百九号第二項」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第五十七条」と、第四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十九条 第九条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十条、第二十一条(第二項を除く。)、第二十三条、第二十五条、第三十九条及び第四十四条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を除く。)について準用する。この場合において、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第百四十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に関する勤務体制の確保)

第六十二条 (略)

(勤務体制の確保等)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しな

期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十五条中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第百三十五条において準用する条例第百十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十九条第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四十五条第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第百十三号」とあるのは「条例第百三十五号」と、同項第三号中「条例第百九号第二項」とあるのは「条例第百三十五号において準用する条例第百九号第二項」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第五十七条」と、第四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十九条 第九条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第三十九条、第四十条及び第四十四条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を除く。)について準用する。この場合において、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第百四十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第三十九条第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に関する勤務体制の確保等)

第六十二条 (略)

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しな

ればならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第七十二条 第九条、第十六条、第十七条、第二十条から第二十三条まで（第二十二條第二項を除く。）及び第二十五条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する準用)

第七十七条 第九条、第十六条、第十七条、第二十条から第二十三条まで（第二十二條第二項を除く。）、第二十五条及び第六十八條から第七十条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「条例第三十九条」とあるのは「条例第八十三條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者」と、第二十一条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第六十九条第一項及び第五項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

ればならない。

(準用)

第七十二条 第九条、第十六条、第十七条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第四十三條の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する準用)

第七十七条 第九条、第十六条、第十七条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第四十三條の二及び第六十八條から第七十条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「条例第三十九条」とあるのは「条例第八十三條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者」と、第二十一条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第六十九条第一項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

（衛生管理等）

第八十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。ただし、第七十九条に規定する方法により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には、この限りでない。

（重要事項の揭示及び目録の備え付け）
第八十二条（略）

2| 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3|（略）

（準用）

第八十四条 第九条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第三十九条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十五条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十六条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十九条第二項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

（基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に関する準用）

第八十五条 第九条から第十一条まで、第十三条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十九条及び第八十条から第八十三条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これら

（衛生管理等）

第八十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。2| 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。ただし、第七十九条に規定する方法により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には、この限りでない。

3| 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（重要事項の揭示及び目録の備え付け）
第八十二条（略）

2|（略）

（準用）

第八十四条 第九条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条並びに第三十九条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十五条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十六条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十九条第二項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

（基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に関する準用）

第八十五条 第九条から第十一条まで、第十三条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十九条第一項及び第二項並びに第八十条から第八十三条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じ

の者に適切な助言」と、第十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十五条中「提供日及び内容当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第三十九条第二項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十三条第二項第二号から第四号までの規定中「条例第九十五条」とあるのは「条例第九十五条」と、同項第五号中「第七十九条第二号」とあるのは「第八十五条において準用する第七十九条第二号」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第八十五条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十八条 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十七条、第二十一条から第三十二条まで、第二十五条、第二十九条、第八十条及び第八十二条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十九条第二項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十条及び第八十二条第三項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第八十二条第一項中「条例第九十三条」とあるのは「条例第二〇七条において準用する条例第九十三条」と、同条第三項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第八十九条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他

るとともに、これらの者に適切な助言」と、第十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十五条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第三十九条第二項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十三条第二項第二号から第四号までの規定中「条例第九十五条」とあるのは「条例第九十五条」と、同項第五号中「第七十九条第二号」とあるのは「第八十五条において準用する第七十九条第二号」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第八十五条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十八条 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十七条、第十九条、第二十一条から第三十二条まで、第二十五条、第三十一条、第三十二条第一項及び第二項、第八十条並びに第八十二条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第三十九条第二項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十条及び第八十二条第二項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第八十二条第一項中「条例第九十三条」とあるのは「条例第二〇七条において準用する条例第九十三条」と、同条第二項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

<p>文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（条例第三十五条の五第一項（条例第四十六条、条例第五十六条、条例第六十五条、条例第七十三条、条例第九十七条、条例第一百十三条（条例第一百二十六条において準用する場合を含む。）、条例第一百二十九条の三、条例第三百十五条、条例第四百四十四条（条例第五百五十七条において準用する場合を含む。）、条例第四百七十二条、条例第八十五条、条例第九十五条、条例第二百条及び条例第二百七条において準用する場合を含む。）及び第六十八条（第七十七条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	
---	--

（介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第八条 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年広島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保険給付の請求のための証明書の交付）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（栄養管理）</p> <p>第七条の二 介護医療院の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p>	<p>（保健給付の請求のための証明書の交付）</p> <p>第七条（略）</p>

(口腔衛生の管理)

第七条の三 介護医療院の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(業務の委託)

第十三条 介護医療院の管理者は、基準省令第三十三条第三項各号に掲げる業務を委託する場合には、同項の定めるところにより行わなければならない。

(衛生管理等)

第十三条 介護医療院の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2| 介護医療院の開設者は、当該介護医療院における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3| 介護医療院の管理者は、基準省令第三十三条第三項各号に掲げる業務を委託する場合には、同項の定めるところにより行わなければならない。

(重要事項の揭示)
第十四条 (略)

2| 介護医療院の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(ユニット型介護医療院に関する準用)

第二十二条 第五条から第七条の三まで、第九条、第十一条及び第十四条から第十八条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第十七条第二項第三号中「第十三条第五項」とあるのは「第

(ユニット型介護医療院に関する準用)

第二十二条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条及び第十三条から第十八条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第十七条第二項第三号中「第十三条第五項」とあるのは「第三十

<p>第三十六条第七項」と、第十八条中「第三条から前条まで」とあるのは「第四条、第十二条及び次条から第二十二條まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第二十三条 介護医療院の開設者及びその従業者は、作成、保存その他条例及びこの規則において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(条例第十条第一項(条例第四十一条において準用する場合を含む。))及び第六条第一項(第二十二條において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 介護医療院の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	<p>六条第七項」と、第十八条中「第三条から前条まで」とあるのは「第四条、第十二条及び次条から第二十二條まで」と読み替えるものとする。</p>
<p>(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)</p> <p>第九条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p>
<p>改正後</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>第十二条 削除</p>	<p>改正前</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十二条 軽費老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛</p>

2| 生上必要な措置を講じなければならない。
軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催し、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

第十四条 (略)

第十九条 (略)

(揭示)

第十四条 (略)

2| 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第十九条 (略)

(電磁的記録等)

第二十条

軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2|

軽費老人ホームの設置者及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁

気的方法その他人の知覚によって認識する（）
（）ができない方法をいう。）によることので
きる。

（介護保険法施行細則の一部改正）

第十条 介護保険法施行細則（平成十二年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十二号から別記様式第三十一号までの様式中「㊟」を削る。

別記様式第三十二号から別記様式第三十四号までの様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十条の規定及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第二十三条の二第三項（新指定居宅サービス等基準規則第二十六条において準用する場合を含む。）及び第七十三条第四項（新指定居宅サービス等基準規則第七十八条において準用する場合を含む。）並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第十八条第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第二十六条において準用する場合を含む。）及び第六十九条第四項（新指定介護予防サービス等基準規則第七十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設規則」という。）第九条の二、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設規則」という。）

第六条の二、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護療養型医療施設規則」という。）第七条の二及び第八条の規定による改正後の介護保険法に基

づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院規則」という。）第七条の二（新介護医療院規則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

4 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設規則第九条の三、新介護老人保健施設規則第六条の三、新指定介護療養型医療施設規則第七条の三及び新介護医療院規則第七条の三（新介護医療院規則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（介護保険法施行細則に係る経過措置）

5 現に第十条の規定による改正前の介護保険法施行細則の様式で行っている申請その他手続は、第十条の規定による改正後の介護保険法施行細則の様式で行われた申請その他手続とみなす。